

恵庭市告示第57号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条の2の規定及び同法施行規則第132条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業所の指定を行ったので、介護保険法第85条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年4月8日

恵庭市長 原田 裕



記

事業者	法人名	株式会社YARUKA
	所在地	恵庭市恵み野南3丁目3番11
	代表者	代表取締役 出口 和紀
事業所	事業所名	いちいケアプランステーションえにわ
	所在地	恵庭市有明町4丁目1番1号
	サービス	居宅介護支援
	指定年月日	令和7年5月13日